

健康保険ではり・きゅうの施術を受けるとき

はり・きゅう治療院は保険医療機関ではありません。そのため、はり・きゅうの施術については、一定の要件を満たしている場合のみ、健康保険の対象となります。本来は、被保険者が全額負担し、「療養費」として健康保険に請求し、あとから払い戻しを受けることが原則ですが、2019年1月以降、地方厚生局長から受領委任の取扱いを認められた鍼灸師にかかった場合は、窓口で一部負担金を支払うだけで施術が受けられます。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

健康保険が適用される要件

①支給対象となる疾患（下記）である

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

これらと同一範疇と認められる慢性的な疼痛について、対象となる場合があります。

②医師による同意があること

医師による適切な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術を受けることを認める同意がある場合。継続する場合は、6カ月ごとに同意が必要です。同意を受ける場合は、必ず医師の診察を受け、同意を受けてください。

上記①②の要件を満たしていても、医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合（投薬、処置、リハビリ等）、はり・きゅうは健康保険扱いとなりません。ただし、診察、検査、療養費同意書交付は除く。

<往療について>

患者の自宅で施術を受けることを「往療」といいます。健康保険において、往療が認められるのは、「歩行困難など、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合」に限り、認められています。交通の便が悪い、施術所に行くのが面倒などの理由では認められません。

慰安目的や疲労回復、疾病予防のためのはり・きゅうは健康保険の対象とはなりません。

医療費の適正化にご協力ください

療養費は、健康保険に加入されている方々の保険料により支払われます。健康保険の対象とならない請求や架空・水増し請求といった不適切な請求があると、みなさんの保険料の負担増加へとつながります。健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することで医療費の適正化にご協力ください。

施術が終了したら、内容に間違いがないかしっかり確認した上で療養費支給申請書に署名をお願いします。